

平成29年度
申告会場が
変わります!

市民税・県民税兼 国民健康保険税の申告について

お問い合わせ
市民税課
☎861-3328

申告期間

2月16日(木)～3月15日(水) 郵送は当日消印有効

※原則、土日は受付できません。2月25日(土)と3月5日(日)は受付します。

申告会場

タイムスビル(2階タイムスギャラリー・3階タイムスホール)

※本庁舎・各支所では受付できません。

※申告会場(タイムスビル)には専用駐

車場がありませんので、公共交通機関

をご利用ください。なお、車でお越し

になる場合は各自で近隣の民間有料駐

受付時間

午前9時～午後4時まで

申告受付停止期間

3月16日(木)～5月31日(水)

新年度の課税準備のため停止します。
申告受付の再開は本庁舎(3階38窓
口)にて、6月1日(木)となります。



《郵送による申告の受付》

※3月15日(水)必着で送付してください。

・前年中に収入がなかった方、または給与
や年金収入のみの方で、源泉徴収票や控除
の証明書(生命保険料等)の必要書類(す
べて原本)が整っている場合のみ、郵送で
の提出が可能です(添付書類は原則お返し
しません)。
・記載内容に不備がある場合や、必要書類
が同封されていないときは受付ができず、
申告書を返送する場合があります。

送付先 〒900-8585

那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市役所 市民税課

※事業・不動産収入等があった方は、帳簿
および領収書の確認がありますので郵送
では受付できません。会場にて申告して
ください。

※連絡先の電話番号は、必ず記入してくだ
さい。

※詳しくは、市民税課へお問い合わせくだ
さい。

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の 対象者が大幅に拡大されています!

事業所得等の金額の合計額が、300万円を超える方
に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、平成
26年1月から、事業所得等の所得を生ずべき業務を
行うすべての方について必要です。

※所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない、住民税申告
のみの方を含みます。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税
庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。

所得税の確定申告は、e-Tax(イータックス)を ご利用ください!

e-Taxを利用して確定申告すると・・・

- ①源泉徴収票や医療費の領収書等は、内容を入力し
て送信することにより提出を省略できます。
- ②還付金を早く受け取ることができます。

※詳細は国税庁ホームページ
(<http://www.nta.go.jp/>)

【お問い合わせ】
那覇税務署個人課税部門 (☎867-3101)
北那覇税務署個人課税部門(☎877-1324)

民泊

これって…まさか、違法!?

最近、住宅地で
こんな光景を見たことは
ありませんか?



- 住宅地でキャリーバッグなど
をひいて歩く複数の観光客
- 駐車できない区画に無断で
停まっているレンタカー
- 通常のごみ出し日以外に
出されている大量のごみ

近年、全国的にインターネット
の仲介サイト等を介して、住
宅(戸建住宅やアパート、マン
ション等)の全部または一部を
利用して宿泊させる、いわゆる
「民泊」が増加しており、本市で
も同様の状況が見られます。
有料で人を宿泊させる場合
には、自宅の一部であっても、
旅館業法に基づく営業許可を
取得する必要があります。

しかし、許可を取得せずに運
営を行う「違法民泊」施設が増
加しております。それに伴い、
騒音や駐車違反、ゴミ出しの
ルール違反など、宿泊者と近隣
住民とのトラブルによる相談
や不安の声が数多く寄せられ
ており、指導取締を強化してい
るところです。
実際にトラブルに遭ったり、
左記のような光景を目にした
場合には、保健所生活衛生課ま
でご連絡ください。
民泊に対する市民のみなさ
んの不安等に対応するためにも、ご協力よろしくお願
いします。

要介護・要支援認定を 受けているみなさんへ

所得税・住民税が課税されている本人、または本人を
扶養している方が所得の申告をする際に、次の証明書を
提出することで所得の控除を受け、税が減額される場合
があります。証明書の交付に必要な
書類など、詳しくは、ちゃーがんじゅう課へお問い合わせください。



障害者控除対象者認定書

要介護・要支援認定を受けている65歳以上の方で、障害者
手帳等の交付を受けていない方に対して、介護認定の内容が
税法上の障害者・特別障害者に当てはまる場合に交付します。

成人用おむつ代の医療費控除証明書

おむつ代の医療費控除を受けるのが継続して2年目以降の方
に対して、介護認定の際に取得した主治医意見書に「寝たき
り」かつ「尿失禁の可能性がある」と記載されている方に交付
します。

申請・お問い合わせ

ちゃーがんじゅう課(認定グループ) ☎861-1274

お問い合わせ

保健所生活衛生課

☎ 853-7963

みんなで守ろう!住みよい街づくり
違法を取締り、適正化へ!